

株式交換に係る事前開示書面の変更事項

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条 6 号に基づく変更後の事項の開示)

2025 年 6 月 6 日

株式会社 A r e n t

2025年6月6日

株式交換に係る事前開示書面

東京都港区浜松町二丁目7番19号
株式会社A r e n t
代表取締役 鴨林 広軌

当社は、2025年5月14日付で株式会社スタッグ（以下「スタッグ」といいます。）との間で締結した株式交換契約に基づき、2025年7月4日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、スタッグを株式交換完全子会社とする株式交換を実施することに関して、2025年5月30日付で、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める事前開示事項を記載した書面を備置しておりますが、今般、当該事前開示事項の一部に変更が生じましたので、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条第6号に基づき、下記のとおり変更後の事項を記載した書面を備置いたします。

記

1. 「4. 株式交換完全子会社についての事項（会社法施行規則第193条第3号）」

【変更前】

- (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

【変更後】

- (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

a. 重要な資産の譲渡

スタッグは、2025年7月1日を譲渡実行日（予定）として、株式会社ジャックに対し、スタッグが保有する本社の土地・建物等を売却する内容（譲渡価格は208百万円）の売買契約を締結いたしました。スタッグは、譲渡実行日以降、株式会社ジャックから本社建物の一部を賃借して継続利用する想定です。

以上